

三重県下水道公社小学生見学用動画作成業務委託仕様書

1 業務名及び適用範囲

令和8年度 三下公委 第6号 三重県下水道公社小学生見学用動画作成業務（以下「本業務」という。）本仕様書は公益財団法人三重県下水道公社（以下「公社」という。）が業務受託者に委託して実施する本業務に適用する。

2 業務の目的

下水道の仕組みや役割、下水道を適切に維持するために働く人々の仕事について、小学生に映像を通じて分かりやすく伝えるとともに、下水道の重要性や役割への関心と理解を深め、施設見学を通じて楽しく学ぶことができる動画を制作することを目的とする。

3 履行期間及び履行場所

(1) 履行期間

契約締結日から令和9年3月26日（金）まで

(2) 履行場所

- ア 三重県下水道公社総務課（〒515-0104 三重県松阪市高須町 3922 番地 / TEL：0598-53-4871）
- イ 北部浄化センター（〒510-8114 三重県三重郡川越町亀崎新田 80 番地 2 / TEL：059-365-3181）
- ウ 南部浄化センター（〒510-0103 三重県四日市市楠町北五味塚 1085 番地 18 / TEL：059-397-7411）
- エ 志登茂川浄化センター（〒514-0101 三重県津市白塚町 1592 番地 / TEL：059-253-1401）
- オ 雲出川左岸浄化センター（〒514-0301 三重県津市雲出鋼管町 52 番地 5 / TEL：059-235-1755）
- カ 松阪浄化センター（〒515-0104 三重県松阪市高須町 3922 番地 / TEL：0598-53-4865）
- キ 宮川浄化センター（〒516-0001 三重県伊勢市大湊町 1126 番地 / TEL：0596-36-3841）

4 業務内容

受託者は本業務の目的を十分に理解し、本仕様書に定める動画制作及び機器調達等の業務を行うものとする。

(1) 動画の構成及び演出

動画はオリジナルキャラクター「ウォーターくん」を主役とし、主に小学4年生の児童にとって親しみやすく分かりやすい構成とすること（登場人物やキャラクターはアニメーションで作成すること）。なお、以下に示す構成及び時間配分等は標準的な要件であり、事業目的をより効果的に達成するための具体的な演出、構成、手法等について、事業者からの積極的な企画提案を妨げるものではない。

- ア オープニング（1分程度）

ウォーターくんによる視聴者（児童）との掛け合い、施設見学前の説明及び導入。

イ 本編 1：下水道の仕組み（5～7 分程度）

透視図や断面図等の CG・イラストを活用し、下水道の仕組みや役割を分かりやすく解説。

ウ 本編 2：浄化センター説明（5～7 分程度）

各浄化センターのオリジナル実写映像を挿入し、施設の特徴や設備を説明。

エ インタビュー（1 分程度）

ウォーターくんが施設で働く人（キャラクター化）へインタビューし、仕事内容を紹介。

オ エンディング（1 分程度）

下水道を正しく使うためのルールや、児童へ協力してもらいたい内容をウォーターくんからお願い。

カ 要素コンテンツ（随時挿入）

児童の理解と関心を高めるオリジナルテーマソング及びクイズ（5 問）を構成内に組み込むこと。

(2) 映像表示規格・上映方式（マルチスクリーン演出）

ア 投影方式

1～3 台のプロジェクターを用い、1 本の動画として 2～3 画面（マルチスクリーン）で再生する構成とすること。

イ レイアウト構成

実写映像は中央画面をメインに配置し、左右の画面はアニメーション背景や解説用グラフィック等と馴染ませ、一体感のある演出とすること。

ウ 解像度規格

フル HD（1920×1080）以上の高解像度で制作すること。

エ 現地採寸・調査

6 浄化センターごとに設置可能なスクリーンのサイズ及び使用枚数が異なるため、受託者は、必要に応じて各施設で現地採寸・調査を実施すること。

(3) 長期運用・汎用性及びバリアフリー対応

ア 長期的利用

納品後も文字や数値データ等の情報を書き換えて長期（10 年以上）にわたり継続使用できる仕様とすること。

イ 6 浄化センター対応

全 6 浄化センターで動画を使用するにあたり、施設写真・映像の差し替え及びナレーションの変更が容易に行えるデータ構造とすること。

ウ 字幕・音響演出

話した言葉や補足解説が必要な箇所には、日本語字幕（注釈）を入れること。BGM、CG、イラスト等を効果的に使用すること。

エ アクセシビリティ

色覚特性等に配慮し、文字と背景のコントラストを確保するなど、児童が視認しやすい表示とすること。

(4) 撮影・編集・権利処理

ア 撮影運用

企画構成に基づき必要な映像の撮影を行う（撮影箇所を指定する場合あり）。資料収集、出演者・協力者の交渉・許諾、使用料・出演料・交通費・謝礼等の一切の経費は受託者の負担とする。

イ 校正・修正

完成までに発注者（公社）による２回以上の内容確認及び修正等（校正）の機会を設けること。

ウ 権利処理の徹底

納品後の加工、二次利用、Web・SNS等での配信にあたり、肖像権、著作権、著作隣接権その他必要な権利について、追加の費用又は許諾手続が生じないよう、受託者の責任において事前に必要な権利処理を完了させること。

エ 法令等の遵守

撮影、出演、音源・画像等の使用その他本業務の実施に必要な許諾等について、関係法令及び各施設の規則等を遵守すること。

5 報告書及び成果物の提出

(1) 提出物及び規格

ア 業務委託完成報告書

２部（及び公社が指定する添付資料）

イ 再生機器一式

動画再生に必要な機器類

スクリーン（120インチ以上のもの（採寸によっては変更も可能）

プロジェクター（画素数 1080 p（1920×1080）、輝度 3500 ルーメン以上、

投影距離 120 インチ画面に対して 1.5 メートル以内のもの）

パソコン（動画の再生やパワーポイントを使用できるもの）

音響機器等（既設のスピーカーから音が流れるようにすること）

ウ 納品用メディア

- (ア) DVD（盤面印刷・コピー可能）：7 枚以上（PC 画面・TV 画面で再生可能な DVD-Video 形式）
- (イ) Web 配信用データ&DVD：1 枚（YouTube やホームページ等にアップロード・再生可能な MP4 等の一般的な動画形式を含む、受託者が提案する適切な形式）
- (ウ) 素材静止画等保存 DVD：1 枚（制作に使用した写真や各シーンの静止画等を収録したデータ DVD）

(2) 提出期限・提出先

ア 提出期限

令和 9 年 3 月 2 6 日（金）まで（可能な限り前倒しで納入すること）

イ 提出先

〒515-0104 三重県松阪市高須町 3922 番地

公益財団法人三重県下水道公社 総務課（担当：田岡、津坂）

TEL：0598-53-4871 / FAX：0598-53-4867 / E-mail：gesuidou@mie-kousha.or.jp

6 契約上限額

5,800,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

7 著作権及び知的財産権の帰属

(1) 著作権の譲渡及び継続利用

本業務において新たに作成した動画、アニメーション、デザイン、音楽その他の成果物に係る著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は、引渡しをもって発注者（公社）に譲渡されるものとする。ただし、受託者又は第三者が従前から有する著作物、汎用的な素材・技術等についてはこの限りではなく、これらを成果物に使用する場合は、発注者が本業務の目的及び普及啓発活動に必要な範囲で継続して利用できるよう、必要な権利処理を行うこと。

(2) 二次利用

成果品は、発注者が行う普及啓発活動（SNS やホームページへの掲載等を含む）において、必要な加工及び二次利用ができるものとする。

(3) 著作者人格権

受託者は、発注者による成果物の利用について、著作者人格権を行使しないものとする。

(4) 権利侵害への対応

第三者の著作権、著作隣接権、肖像権その他の権利を侵害したとして紛争が生じた場合は、受託者が自らの責任と費用において処理・解決し、発注者は一切の責任を負わないものとする。

8 生成 AI の利用について

企画提案書、成果物、各種資料等の作成にあたり、生成 AI を利用することは妨げない。ただし、生成 AI を利用する場合は、次の事項を遵守すること。

(1) 情報管理

生成 AI への入力（プロンプト等）に当たっては、個人情報、秘密情報その他の非公開情報を入力しないこと。

(2) 正確性等の確認

生成 AI を利用して作成した文章、画像、図表、音声、動画その他のコンテンツについては、受託者の責任において、事実関係、正確性、内容の適切性等を十分に確認・検証すること。

(3) 権利関係の確認

生成 AI を利用して作成したコンテンツについて、著作権、著作隣接権、肖像権その他第三者の権利を侵害していないことを確認すること。また、利用する生成 AI の利用規約等を遵守すること。

(4) トラブル対応

生成 AI の利用に起因して第三者との間に紛争等が生じた場合は、受託者の責任と費用において対応すること。

9 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

10 その他・留意事項

(1) 契約不適合責任

成果品の引渡し後において、明らかに受託者の責に帰すべき理由による不良箇所（契約不適合）が発見された場合は、速やかに修正・補修等の対応を行うこと（契約不適合責任は契約終了後 1 年間とする）。

(2) 追加業務の提案

契約上限額の範囲内において、本仕様書の要件に加え、事業目的の達成に資する効果的な追加業務の提案（企画提案コンペ時）がある場合は、これを妨げない。

(3) 守秘義務及び情報の取扱い

ア 個人情報の保護に関する法律その他関係法令を遵守し、業務上知り得た秘密は厳重に管理すること（契約終了後も同様とする）。

イ 受託者は、本業務の実施に当たり、発注者の承諾なく業務上知り得た情報を第三者に提供し、又は目的外に使用してはならない。

(4) 協議事項

本仕様書に定めのない事項及び業務上疑義が生じた場合は、発注者と受託者が協議の上定めるものとする。